

第2編 平素からの準備

第1章 市における組織・体制の整備等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、防災計画との整合性を図りつつ、以下のとおり、職員の動員体制及び参集基準等について定める。

1 市の組織・体制

(1) 24時間対応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため勤務時間外、休日においても消防機関との連携を図って、情報伝達並びに対応措置が速やかに実施できる体制を確保する。

(2) 市の体制及び職員の参集基準

武力攻撃事態等の認定前又は認定後の事態の推移に応じた職員参集基準、職員への連絡手段の設定、職員の参集が困難な場合の対応及び職員のサービス基準等について、防災計画並びに市の災害時初動態勢に準じて以下のとおり実施するものとする。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

ア 職員参集基準

配備態勢	参集基準
①緊急事態連絡室態勢 (警戒準備配備に準じた態勢)	本庁各部次長、災害対策本部連絡室要員、各総合支所次長及び防災対策担当課員等による緊急事態連絡室を設置し、情報収集、連携態勢の確認等、緊急事態対処態勢等に円滑に移行できる態勢とする。
②緊急事態対策本部態勢 (警戒配備又は非常配備態勢に準じた態勢)	(1) 国民保護対策関係部課又は全庁的対応により、緊急事態対策本部を設置し、事態の対処及び情報収集活動等が円滑に実施できる態勢とする。 (2) 事態の推移に応じ、速やかに国民保護対策本部等の態勢に移行しうる態勢とし、具体的な職員の参集範囲は、事態の状況に応じて決定する。
③国民保護対策本部態勢 (災害対策本部に準じた態勢)	1号、2号非常配備とし、市国民保護対策・緊急対処事態対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置する。各号は、事態の状況に応じて決定する

※ 各態勢に応ずる職員の参集範囲は、市の災害時初動態勢表によるものとする。

イ 事態の状況に応じた初動体制

事態の状況	態勢の判断基準		態勢
事態認定前	事態にかかわる状況に応じ、市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	国民保護関係部課室又は全庁的な対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等）		②
	武力攻撃による災害発生状況に鑑み、災害対策が急務と判断した場合		災害対策本部の設置
事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		国民保護関係部課室又は全庁的な対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等）	②
	市国民保護対策本部設置通知を受けた場合		③

(3) 幹部職員等への連絡手段の確保

防災計画に準じて、市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(4) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長等の代替職員については以下のとおりとする。

【市対策本部長及び副本部長の代替職員の順位指定】

名称	指定職	代替職員	
		第1順位	第2順位
本部長	市長	第1順位副市長	第2順位副市長
副本部長	副市長	総務部長	—

(5) 職員の服務基準

市は、(2)①～③の態勢ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(6) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保等

(7) 非常配備態勢における職員の動員構成

防災計画「非常（警戒）配備職員の動員構成表」に準じる。（資料編に掲載）

2 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、24時間勤務態勢の状況を踏まえ、石巻市と連携して初動態勢の確立等、必要な体制の整備を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、団員の参集基準を定める。

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)

損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

※ 損失補償項目のうち 81 条、82 条に係る事項は、県知事の要請により、市が実施することとなった場合

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため並びに武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2章 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備について定める。

1 基本的考え方

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制を活用して、関係機関との連携体制を整備する。この際、国、県、指定公共機関等の連絡先を把握するとともに、関係機関等が作成する国民保護計画並びに国民保護業務計画との整合を図る。

また、個別の課題に関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県との連携

市は、緊急時における情報の収集、警報・避難の指示の通知・伝達及び避難・救援の方法等ならびに国民保護措置の実施の要請等が、円滑に実施できるよう、県と緊密な連携を図る。

(2) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(3) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町との連携を図るとともに、消防機関との緊密な連携による適切な活動の実施を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を把握し、国民保護措置の実施における適切な活動の実施を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業との連携の確保を図る。

5 自主防災組織・ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対し、国民保護措置の周知を図るとともに自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図る。

また、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮するほか、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

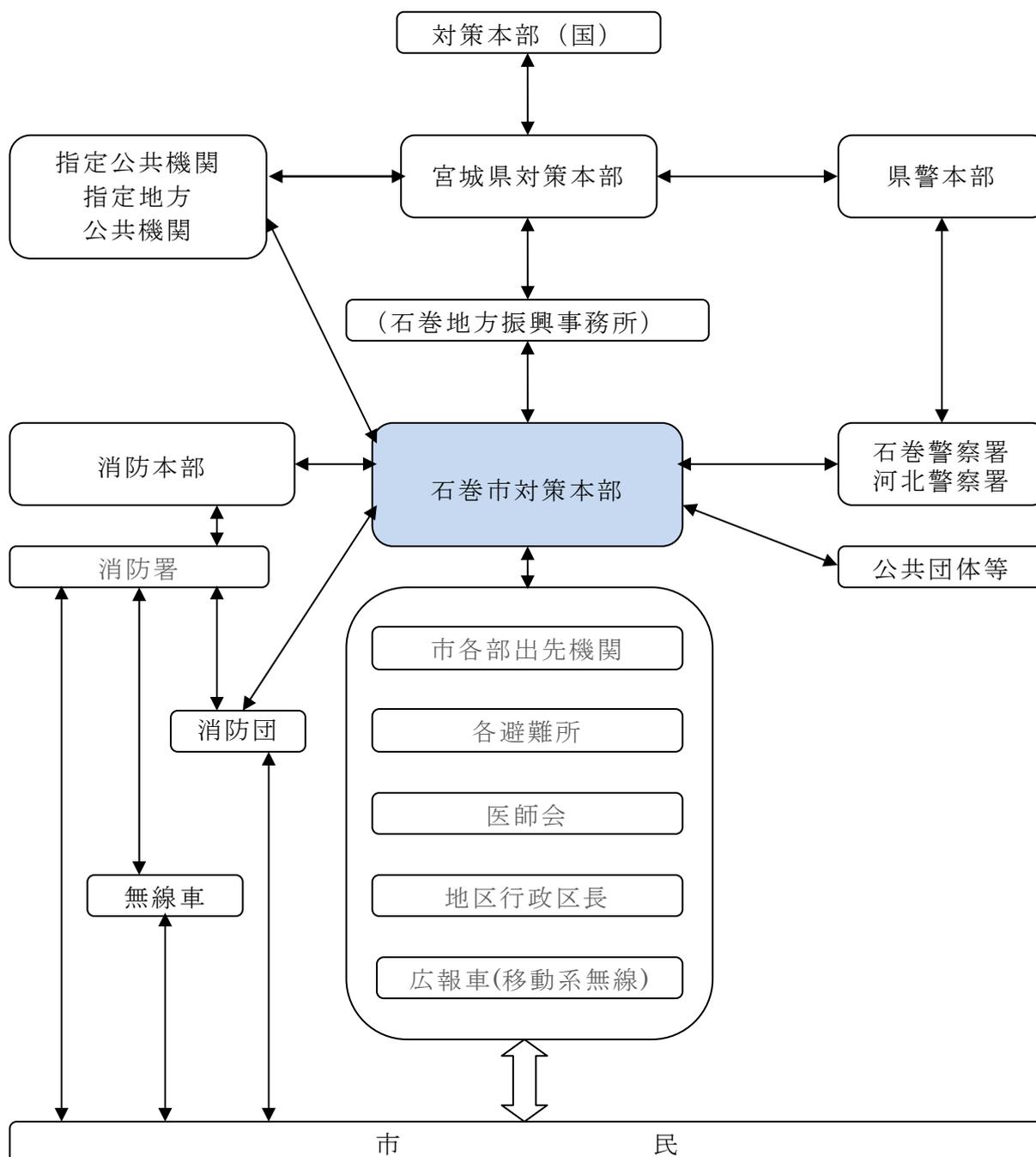
第3章 通信体制の整備

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、防災計画で整備された通信連絡網を活用する。
また、非常通信体制の整備等により、情報の収集、伝達等の通信を確保する。

1 通信連絡系統

(1) 武力攻撃事態等における通信連絡系統は次のとおり。

通信連絡系統図



2 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施にかかわる非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携を重視する。

3 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化、デジタル化並びに停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用するとともに、以下の事項に留意し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

【非常通信体制の確保に当たっての留意事項】

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が得られない場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に留意し、武力攻撃事態等非常時における関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる。住民に対しても情報を伝達できるよう体制の整備を図る。

第4章 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報の収集・提供

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施する。

(2) 情報の収集・提供の体制の整備

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時における体制・通信手段を活用するとともに、その運営・管理、整備等を行う。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じた上で、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達は、市防災計画に定める方法によるものとし、市民及び関係団体に事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。その際、民生委員や社会福祉協議会とその役割について協議する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達に必要な同報系その他の防災行政無線のデジタル化や可聴範囲の拡大等の整備を図る。

(3) 関係機関等の通知先及び連絡責任者

武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に係わる指定地方公共機関等の連絡先及び連絡責任者は、資料編に掲げる。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察、との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等（塩釜海上保安部及び石巻海上保安署をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）（資料参照）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 全国瞬時警報システム(J-A L E R T)の整備について

市は現在、国において、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム(J-A L E R T)の開発・整備を進めていることから、その導入状況を踏まえ、必要なシステムの整備等について検討する。

(7) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(8) 民間事業者からの協力の確保

市は、昼間人口の多い地域における民間事業者による、警報内容の伝達及び住民の避難誘導等の実施について、協力を依頼する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、定められた様式（「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。））第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式（資料）により、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報について、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民・負傷住民
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号を含む）
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ その他個人を識別するための情報
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 安否情報の解答等についての希望等
 - ア 親族、同居者への解答の希望
 - イ 知人への解答の希望
 - ウ 親族、同居者、知人以外の者への解答又は公表についての同意
- 2 死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）
 - ⑧ 死亡の日時
 - ⑨ 遺体が安置されている場所
 - ⑩ 連絡先その他必要情報
 - ⑪ 親族、同居者、知人以外の者への安否情報の解答についての同意

（2）安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

（3）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

（1）情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び県への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、市防災計画に示す報告様式に基づき円滑な報告が実施できるよう、避難施設の管理者等に周知する。

被災情報の報告様式（資料編に掲載）

（２）担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処体制の整備

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設等の必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において収集・整理すべき基礎的資料】

- ① 関係機関等の連絡、調整先
- ② 石巻地域の地図
- ③ 原子力発電所周辺の人口分布等
- ④ ヘリコプター緊急離着陸場
- ⑤ 自主防災組織
- ⑥ 生活関連等施設等
- ⑦ 医療機関
- ⑧ 医薬品等医療資機材の調達先
- ⑨ 避難場所・施設
- ⑩ 避難所に至る経路、道路
- ⑪ 緊急輸送車両等輸送力
- ⑫ 船舶保有状況
- ⑬ 備蓄物資、調達可能物資

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合に

においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成し、避難マニュアルとして定める。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や、県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、県と調整する。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 離島及び住民の孤立が懸念される離島等における留意事項

市は、離島（牡鹿半島を含む）等の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」（平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第169号国土交通省性政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関、自衛隊等との連携協力を努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。

【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

- ① 島等の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- ② 想定される避難先までの輸送経路
- ③ 島等外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- ④ 島内等にある港湾、空港等までの輸送体制 など

5 避難施設の指定への協力

- (1) 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。
- (2) 市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

- (1) 生活関連等施設の把握等
- 市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。
- また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）（以下、「安全確保の留意点」という。）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。
- (2) 市が管理する公共施設等における警戒
- 市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等においては、必要に応じて、生活関連施設等の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合県警察及び海上保安部等との連携を図る。
- (3) 県警察に対する助言の求め
- 市は、生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、必要な場合には県を通じて、県警察の助言を求める。

第6章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているため、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第7章 国民保護に関する研修・訓練・啓発

市職員は、研修、訓練を通じて国民保護措置にかかわる知識の習得及び武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があり、また、住民は、被害を最小限にするため、武力攻撃等事態が発生した場合に適切な行動・協力がとれるよう国民保護に関して正しい知識が必要となる。このため国民保護に関する研修・訓練・啓発のあり方について必要な事項を以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

なお、参加の呼びかけに当たっては、強制にわたることがあってはならない。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等を実施して、安全の確保を図る。

3 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態

に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

4 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。